

渋川市監査委員公告第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和4年12月26日

渋川市監査委員 田 中 誠

渋川市監査委員 茂 木 弘 伸

監 査 結 果 報 告 書

1 監査の基準

渋川市監査基準（令和2年渋川市監査委員公告第2号）

2 監査の種類

財務監査（定期監査）

3 監査の対象、期間、対象年度等

監査の対象	令和4年度 一般会計、特別会計	
対象部局等	総務部 会計管理者	スポーツ健康部 産業観光部 農業委員会
監査の期間	令和4年10月3日～ 令和4年10月26日	令和4年11月1日～ 令和4年11月25日

4 監査の着眼点

（1）財務事務監査

市の財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

（2）経営に係る事業管理監査

市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

5 監査実施内容

財務に関する事務の執行について、歳入・歳出状況等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、所属長から概要聴取するとともに、関係書類、諸帳簿等を監査した。

監査に当たっては、財務に関する事務が法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかなどに重点を置き検証した。

6 監査の実施場所

渋川市監査委員事務局

7 監査の結果

1 から 6 までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、次の事項を除き、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていた。

なお、軽易な事務改善が見受けられた事項については、部局長等に対し指示したので記述を省略した。

(1) 指摘事項

次のとおり、是正すべき事項が見受けられたので、措置を講じられたい。

ア 予定価格を超過した契約締結について

白井温泉こもちの湯駐車場用地境界復元測量業務委託において、予定価格を超える金額で契約が締結されていた。

本件は 1 件 30 万円未満の随意契約であり、1 件 30 万円未満の随意契約に係る予定価格は、渋川市契約規則第 21 条第 2 項により、「複数の相手方から徴した見積書等を審査し、適切と認められる最低の見積価格が 30 万円未満であるときは、これをもって当該予定価格とし、予定価格等調書の作成を省略できるものとする。」と定められ、この規定を適用し予定価格等調書を作成しなかった場合、予定価格決定時における最低の見積額が予定価格となり、これを超過した額で契約することはできない。

見積額が予算の範囲内であったとしても、予定価格を超過して契約を締結した本件の事務は不当である。

今後は、予定価格の意義を十分理解され、契約事務に取り組まれたい。

なお、是正の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

(産業観光部観光課 温泉施設管理運営事業)

8 その他必要と認める事項

なし